

第34回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年3月26日(水)
- 2 開催時間 午前10時31分開会 午前11時41分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 23名
 - 1番 工藤 美佐 2番 吉田 宏一 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫 6番 松金 栄治 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉 9番 荒川 満雄 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則 12番 室崎 公一 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志 17番 尾関 健一 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘 20番 鹿内 淳一 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦 23番 山本 裕慈 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 3名
 - 5番 兒玉 康英 13番 山崎 博之 14番 落合 憲和
- 6 議事録署名委員
 - 19番 岸塚 隆弘 20番 鹿内 淳一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 議案第1号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第4号 帯広市農地移動適正化あっせん基準及び帯広市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰 農地係長 佐々木 正人
 - 農地係主任 清水 裕貴 農地課主任補 本間 大慎
 - 農地課主任補 齊藤 千紘 農地課主任補 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第34回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、23名です。
	議席番号5番 児玉委員、13番 山崎委員、14番 落合委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が4件、その他が2件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 岸塚委員、20番 鹿内委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第2号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	2月分の調査結果について、森委員より報告をお願いします。
森 委 員	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番51及び52の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、3月分の調査結果について、石崎調査委員長よりお願いいたします。
石崎調査委員長	10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番53から55の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、3月分の報告を終わります。

議 長	ありがとうございました。
(委 員)	以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
議 長	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
	以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
	これより議案の審議に入ります。
	議案第1号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」
	を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)	農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
	(議案第1号、附番10の営農型太陽光発電設備に伴う一時転用1件、附番11の営農型太陽光発電設備の設置工事に伴う一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
	なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。
	附番10及び11の2件について、尾関委員よりお願いいたします。
尾 関 委 員	それでは申し上げます。附番10、11です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を一時転用はやむを得ないと考えます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
	ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。
	次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
	(議案第2号、附番58のあっせんによる売買1件、附番59、62、64の使用貸借3件、附番60の売買による所有権移転1件、附番61の賃貸借1件、附番63の地上権の設定1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
	以上附番58から64の7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番 60 について、室崎委員よりお願いいたします。
室 崎 委 員		それでは附番 60 について意見を申し上げます。受人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は北海道の所有地ですが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。 以上でございます。
議	長	ありがとうございました。次に附番 61 について、森委員よりお願いいたします。
森 委 員		附番 61 について意見を申し上げます。申請農地は、借主の農地所有適格法人がすでに耕作しており、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件については問題はないと考えます。 意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。次に附番 63 について、尾関委員よりお願いいたします。
尾 関 委 員		それでは申し上げます。附番 63 です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地に地上権の設定をすることはやむを得ないと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第 3 号、1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番 77 から 104 の 28 件について、調査書に基づき朗読・説明)
事務局(清水主任)		(同、2. 公益財団法人北海道農業公社分(1)賃借権の設定 附番 8 から 13 の 6 件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	それでは審議に入りますが、2 北海道農業公社分 (1) 賃借権の設定の附番 9 については辻委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。 【辻委員退席】

議	長	それでは、2 北海道農業公社分 (1)賃借権の設定の附番9について、審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、附番9については原案のとおり決定いたしました。 【辻委員着席】
議	長	続けて、2 北海道農業公社分 (1)賃借権の設定の附番9を除く33件について、審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号「帯広市農地移動適正化あっせん基準及び帯広市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		帯広市農地移動適正化あっせん基準及び帯広市農地移動適正化あっせん基準細則の一部を改正することについて、決定を求めます。 (議案第4号、帯広市農地移動適正化あっせん基準及び帯広市農地移動適正化あっせん基準細則について、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領及び運用の一部改正により、あっせん基準及び細則の一部を改正する旨説明。)
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは帯広市農地移動適正化あっせん基準及び帯広市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「その他」に入ります。 「帯広市農業委員会 農地等の利用適正化の推進に関する指針の案について」、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		(「帯広市農業委員会農地等の利用適正化の推進に関する指針(案)について」の説明)
議	長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。 (窪田委員挙手) 窪田委員、どうぞ。
窪 田 委 員		2 ページ目の一番下、(1)新規参入の促進目標で現状はR4.3～R7.3の実績値とありますが、R4.4ではなくてR4.3でよろしいでしょうか。
事務局(佐々木係長)		前回の策定が令和4年4月なので、R4.4が正しい。ご指摘のとおり修正します。

窪田委員	もう一点、別紙様式1について、3ページの(3)新規参入の促進の年度の標記について、R04年度であったり令和4年度であったりしているので、統一した方がよいのではないのでしょうか。
事務局(佐々木係長)	別紙様式1 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、この後ご説明しますが、ご指摘については統一した表記とするよう修正します。
窪田委員	ありがとうございます。
議長	その他質問等ございますか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、以上で終了いたします。
	次に、「令和7年度最適化活動の目標の設定等の案について」、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	(「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」説明)
議長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)	(なし)
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
	それではここで、事務局職員の人事異動等について、事務局から報告があります。
事務局 長	(人事異動内容の報告、挨拶)
議長	(人事異動に関してコメント)
事務局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。